

若越郷土研究

35の5

近世若狭の無尽経営

小泉 義博

はじめに

中世からごく最近まで、庶民金融の一方法として無尽（または頼母子とも称する）は非常に重要な意味を持っていた。しかしながらその実際の運営方法に関しては、必ずしも明確になっているとは言いがたいところがある。いま幸いに、近世の若狭において組織・経営された無尽に関して、全体像を示してくれる史料がいくつか得られたので、ここにそれらを紹介して、分析を試みたいと思う。

小泉 近世若狭の無尽経営

第1表 四拾人講の講元における収支状況（銀の単位は匁）

	講元の収入						講元の支出			
	小掛銀			掛戻銀			合計	落札銀		
	額	人数	小計	額	人数	小計		額	人数	小計
1	25	40	1000	0	0	0	1000	300	2	600
2	23	38	874	27	2	54	928	300	2	600
3	22	36	792	27	4	108	900	300	2	600
4	21	34	714	27	6	162	876	300	2	600
5	20.5	32	656	27	8	216	872	300	2	600
6	20	30	600	27	10	270	870	300	2	600
7	19.5	28	546	27	12	324	870	300	2	600
8	19	26	494	27	14	378	872	300	2	600
9	18.5	24	444	27	16	432	876	300	2	600
10	18	22	396	27	18	486	882	300	2	600
11	17	20	340	27	20	540	880	300	2	600
12	16	18	288	27	22	594	882	300	2	600
13	15	16	240	27	24	648	888	300	2	600
14	14	14	196	27	26	702	898	300	2	600
15	12	12	144	27	28	756	900	300	2	600
16	10	10	100	27	30	810	910	300	2	600
17	7	8	56	27	32	864	920	300	2	600
18	2.5	6	15	27	34	918	933	300	2	600
19	0	4	0	26	36	936	936	300	2	600
20	0	2	0	25	38	950	950	300	2	600
計			7895			10148	18043			12000

まず最初に、比較的単純な運営方法と思われる事例として、大飯郡高浜町時代の「館太正家文書」に残された、「四拾人講仕法御連名帳」と題される無尽帳を検討してみよう。この無尽は慶応四年（一八六八）から経営されたもので、以下では「四拾人講」と称することにした。

この無尽は、名前の通りに四〇人の講衆によって構成され、二〇回（つまり十年）にわたって掛銀を納入し、また落札銀を受け取ることでなっていた。第1表は、その四拾人講の講元の立場から見た、掛銀・落札銀の収支状況をまとめたものである。

まず講衆が納めるべき掛銀として、史料上には「実」掛銀・「空」掛銀の二種類の掛銀が表記されている。しかし本稿ではこの表現を採らず、次節で検討の「明和無尽」の史料に見える小掛銀・掛戻銀の用語を用いることにしたい。「実」掛銀が小掛銀に相当し、「空」掛銀が掛戻銀に相当する。小掛銀とは、落札銀を取得できるまでの間、いわば積み立てていく掛銀である。これに対して掛戻銀は、落札銀を取得できた者が、その次の回から満会（最終回）まで掛け戻すものである。

四拾人講の小掛銀について第1表を見てみよう。その額は、第一回に二五匁を四〇人全員が納め、ついで第二回に三八人（第一回に落札銀を取得した二人は掛戻銀を納めるので除外する）が二三匁を納めるといように、額・人数ともに漸減していき、第一九・二〇回には小掛銀を納めなくてもよいとされている。このような設定の小掛銀により、講元は合計七貫八九五匁を徴収する。

次いで、落札銀を取得できた者が、その次回から満会まで支払う掛戻銀についてであるが、例えば第一回に落札銀を取得した二人の

掛戻銀は、第二回から第一八回までが二七匁ずつ、第一九回に二六匁、第二〇回に二五匁を払い戻すのである。この掛戻銀を支払う人数は、落札銀を取得した二人ずつが、回を追うごとに増えていくのであり、これによって講元には合計一〇貫一四八匁が集められるのである。

以上の小掛銀と掛戻銀の二項目の合計で、講元の収入は合計一八貫四三匁となる。次に講元の支出としての落札銀であるが、

これはいずれの回にも三〇〇匁が二人ずつに支払われるものとされている。講元はこの落札銀として、合計一二貫目を支出するのである。なお、講元の収入と支出の差額は、実に六貫四三匁に及んだことが知られるが、これがどのように処理されたかは、残念ながら未詳である。

つぎに、講衆一人当たりの掛銀・取得銀についても考えてみよう。それをまとめたのが第2表である。

第2表 四拾人講の講衆一人当たりの掛銀・取得銀
(銀の単位は匁)

	掛 銀						合 計	取得銀
	小 掛 銀		掛 戻 銀					
	額	累計	27	26	25	小計		
1	25	25	17	1	1	510	535	300
2	23	48	16	1	1	483	531	300
3	22	70	15	1	1	456	526	300
4	21	91	14	1	1	429	520	300
5	20.5	111.5	13	1	1	402	513.5	300
6	20	131.5	12	1	1	375	506.5	300
7	19.5	151	11	1	1	348	499	300
8	19	170	10	1	1	321	491	300
9	18.5	188.5	9	1	1	294	482.5	300
10	18	206.5	8	1	1	267	473.5	300
11	17	223.5	7	1	1	240	463.5	300
12	16	239.5	6	1	1	213	452.5	300
13	15	254.5	5	1	1	186	440.5	300
14	14	268.5	4	1	1	159	427.5	300
15	12	280.5	3	1	1	132	412.5	300
16	10	290.5	2	1	1	105	395.5	300
17	7	297.5	1	1	1	78	375.5	300
18	2.5	300	0	1	1	51	351	300
19	0	300	0	0	1	25	325	300
20	0	300	0	0	0	0	300	300

まず一人当たりの掛銀であるが、第一回落札者が納入すべき掛銀としては、第一回の小掛銀が二五匁。掛戻銀は第二、一八回に二七匁ずつ、第一九回に二六匁、第二〇回に二五匁で、小計五一〇匁。以上の二項目の合計は五三五匁となる。以下、同じような計算方法であって、例えば第一〇回落札者の掛銀は、

小掛銀の第一回、第一〇回の累計が二〇六匁五分。掛戻銀は、二七匁を八回分、続いて二六匁・二五匁を納めて、小計で二六七匁。以上を合計すれば四七三匁五分となるのである。さらに、例えば最後の第二〇回落札者の掛銀は、小掛銀累計三〇〇匁だけである。

以上のような設定の掛銀に対して、講衆一人当たりの取得銀は、いずれも落札銀三〇〇匁ずつである。

さて、このような設定で運営された四拾人講の掛銀・取得銀の関係を、現在の金融機関の業務に対比して考えるところとなるであろうか。落札銀を取得した講衆は、それをかなり上回る額の掛銀を満会まで掛け戻していくのであるから、この四拾人講は、貸付業務の性格のみで運営された無尽と言いうことができる。

小泉 近世若狭の無尽経営

のではあるまいか。そして無尽のあり方としては、このように運営の早い時点で一定額の銀子を借り受け、それを長期にわたって返済していくというのが、最も本来的なありかただったのではないかと思われる。

二

次にもう一つの無尽の史料として、小浜市立図書館所蔵「志水文書」に残されている、明和六年（一七六九）二月の「調立無尽帖」を取り上げよう。この史料は、本文冒頭に「無尽仕方書」と見えるように、明和六年から一

第3表 明和無尽の講衆とその口数

講衆	口数	講衆	口数
井筒屋与市郎	7	百足屋七兵衛	1
鍵屋仁右衛門	7	木綿屋吉兵衛	1
鍵屋仁左衛門	5	吉見庄太夫	1
朽木屋七兵衛	5	塩屋喜兵衛	1
柴屋三左衛門	5	宮崎屋弥右衛門	1
霧屋庄次郎	4	川島理兵衛	1
鍵屋平兵衛	4	朽木屋九左衛門	1
鍵屋八兵衛	4	柴屋長右衛門	1
鍵屋八治郎	4	近江屋治兵衛	1
鍵屋喜右衛門	4	近江屋長助	1
木綿屋孫右衛門	4	木綿屋源兵衛	1
西津屋六郎右衛門	3	木崎治兵衛	1
吉見太左衛門	3	大和屋又左衛門	1
竹屋善四郎	3	山田屋久兵衛	1
樽屋孫右衛門	2		
岡田屋宇兵衛	2	合計 30人	80口

〇年間にわたって運営された無尽の運営方法をまとめたもので、志水家の先祖に当たる木綿屋源兵衛が記録したものである。恐らくは木綿屋源兵衛が講元であったであろう。以下では便宜的に、この無尽を「明和無尽」と呼ぶことにしたい。

この明和無尽には、合計三〇人の商人と覚しき者達が参加し、そのうち鍵屋仁左衛門・柴屋三左衛門の両人が世話役を勤めている。三〇人の講衆はその経済力などに応じて、七口から一口までの口数で掛銀を払い、またそれに応じて落札銀を取得している。この三〇人の講衆とそれぞれの口数をまとめたのが第3表である。口数は合計で八〇口（史料上では八〇枚とも表現する）となるので、換言すれば延べ八〇人が参加したとも言える。以下の説明ではこの延べ人数を用いることにする。

さて、講元の立場から見た明和無尽の収入と支出はどうであつたらうか。第4表を見てみよう。

まず収入であるが、小掛銀については、第一回に一〇〇匁、第二回に八五匁というように漸減傾向をもって設定され、第一九・二〇

第4表 明和無尽の講元における収支状況

(銀の単位は匁)

	取 入						支 出									
	小掛銀			掛戻銀			合計	落札銀			小掛銀補助			酒料	入用	合計
	額	人数	小計	額	人数	小計		額	人数	小計	額	人数	小計			
1	100	80	8000	0	0	0	8000	1000	4	4000	100	4	400	20	20	4440
2	85	76	6460	55	4	220	6680	1000	4	4000	85	4	340	26	20	4386
3	80	72	5760	55	8	440	6200	1000	4	4000	80	4	320	32	20	4372
4	74	68	5032	55	12	660	5692	1000	4	4000	74	4	296	38	20	4354
5	65	64	4160	55	16	880	5040	1000	4	4000	65	4	260	44	20	4324
6	45	60	2700	55	20	1100	3800	1000	4	4000	45	4	180	50	20	4250
7	43.5	56	2436	55	24	1320	3756	1000	4	4000	43.5	4	174	56	20	4250
8	43	52	2236	55	28	1540	3776	1000	4	4000	43	4	172	62	20	4254
9	42	48	2016	55	32	1760	3776	1000	4	4000	42	4	168	68	20	4256
10	41	44	1804	55	36	1980	3784	1000	4	4000	41	4	164	74	20	4258
11	40	40	1600	55	40	2200	3800	1000	4	4000	40	4	160	80	20	4260
12	38.5	36	1386	55	44	2420	3806	1000	4	4000	38.5	4	154	86	20	4260
13	37	32	1184	55	48	2640	3824	1000	4	4000	37	4	148	92	20	4260
14	35	28	980	55	52	2860	3840	1000	4	4000	35	4	140	98	20	4258
15	32	24	768	55	56	3080	3848	1000	4	4000	32	4	128	104	20	4252
16	28	20	560	55	60	3300	3860	1000	4	4000	28	4	112	110	20	4242
17	22	16	352	55	64	3520	3872	1000	4	4000	22	4	88	116	20	4224
18	15	12	180	55	68	3740	3920	1000	4	4000	12	4	48	122	20	4190
19	0	8	0	55	72	3960	3960	1000	4	4000	55	4	220	128	20	4368
20	0	4	0	55	76	4180	4180	1000	4	4000	100	4	400	134	20	4554
計			47614			41800	89414			80000			4072	1540	400	86012

若越郷土研究 第三十五巻五号

回では小掛銀なしとなる。納入する人数は第一回に八〇人全員、第二回以降は落札銀を取得した四人ずつが減少していき、最後の第二〇回には四人となる。このような設定の小掛銀で、講元は合計四七貫六一四匁を徴収することになる。ついで掛戻銀は定額の五五匁とされ、これにより講元は四一貫八〇〇匁を集める。そして以上の小掛銀・掛戻銀の二項目により、講元には合計八九貫四一四匁が収入となるのである。

次に、講元の立場から見た支出を考えてみよう。まず、鬮により落札と決定した者に落札銀が支払われる。各回に四人ずつ、一人につき一貫目であるから、合計四貫目ずつの支出となり、無尽運営全体では八〇貫目の支出である。ついで各回の落札者と決まった者に対して、その回の小掛銀に相当する額が補助されることとなり、これで合計四貫七二匁が支出される。次いで酒料が必要とされ、第一回落札者四人に対して二〇匁、以下、回を追うごとに漸増されていって、合計では一貫五四〇匁が支出される。ただしこの酒料は、すべて満会の際に支払われるものとされて

いる。さらにその他として、各回に二〇匁ずつの入用が計上されており、これは各回に提供される料理の費用に当てられたのであろう。以上が講元の立場で見た支出で、総計は八六貫二匁となる。しかし最後にもう一つ、ここに見えない支出として、講元に支払われる手数料がある。これが合計金二両、銀に換算して二〇匁となるので、これを加えると総計八六貫一三二匁が講元の支出ということになる。

ところで、講元の収入が八九貫四一四匁、支出が八六貫一三二匁であれば、その差額の三貫二八二匁はどうなったのであろうか。通例ならば、経営利益として講元が取得したのであろうが、この明和無尽ではそうではなかったらしい。というのは、これと全く同じ方法で運営された寛政二年（一七九〇）の第二次の無尽経営において、その収支差額は次のように扱われたと見えているからである。

右之通調達無尽、寛政二年庚戌十月二初、則会所ニ而被仰付、御料理同所ニ而被仰付候事。此度三口被仰付候。初会落札一口当り銀壹匁受取申候。八番目壹口当り銀

小泉 近世若狭の無尽経営

第5表 明和無尽の講衆一人当たりの掛銀・取得銀

(銀の単位は匁)

	掛 銀						取 得 銀		
	小掛銀		掛戻銀		合計	落札銀	小掛銀補	合計	
	額	累計	額	回数					小計
1	100	100	55	19	1045	1145	1000	100	1100
2	85	185	55	18	990	1175	1000	85	1085
3	80	265	55	17	935	1200	1000	80	1080
4	74	339	55	16	880	1219	1000	74	1074
5	65	404	55	15	825	1229	1000	65	1065
6	45	449	55	14	770	1219	1000	45	1045
7	43.5	492.5	55	13	715	1207.5	1000	43.5	1043.5
8	43	535.5	55	12	660	1195.5	1000	43	1043
9	42	577.5	55	11	605	1182.5	1000	42	1042
10	41	618.5	55	10	550	1168.5	1000	41	1041
11	40	658.5	55	9	495	1153.5	1000	40	1040
12	38.5	697	55	8	440	1137	1000	38.5	1038.5
13	37	734	55	7	385	1119	1000	37	1037
14	35	769	55	6	330	1099	1000	35	1035
15	32	801	55	5	275	1076	1000	32	1032
16	28	829	55	4	220	1049	1000	28	1028
17	22	851	55	3	165	1016	1000	22	1022
18	15	866	55	2	110	976	1000	12	1012
19	0	866	55	1	55	921	1000	55	1055
20	0	866	0	0	0	866	1000	100	1100

勿受取申候。³⁾すなわち寛政二年十月に始まった第二次の無尽経営では、三口分の銀を上納するように命ぜられ、そのうちの一口は初回落札の際の一貫目、もう一口は第八回落札の際の一貫目と定められているのである（残の一口については不詳）。そしてその命令主体として、右の記事に続いて、士大将深栖典膳・御城代小林衛守・御老中足立七左衛門など、小浜藩の上級武士の名が記されているのである。つまり、寛政二年の無尽における三貫目余の収支差額は、小浜藩の藩庁に納める札銭に当てられていたのである。これはこの無尽が、小浜藩公認のもとで行われたことに対してのものであろう。とすれば、明和無尽の場合も同様に、収支差額の三貫目余は小浜藩藩庁に上納され

たものと思われる。

次に、この明和無尽に参加した講衆の、それぞれの掛銀・取得銀を見てみよう。それをまとめたのが第5表である。

第一回落札者の場合には、まず第一回小掛銀一〇〇匁を支払い、鬮で落札銀を取得し、第二回から満会までの一九回にわたっては掛戻銀五五匁を払い戻し続ける。こうして掛銀は一貫一四五匁を支払うのである。これに対して取得銀は、落札銀の一貫目と、小掛銀補助の一〇〇匁（小掛銀補助という性格を考慮すれば、掛銀からこれを控除する方法もありうるが、ここでは落札銀の額に繰り込んで計算した）、合計一貫一〇〇匁である。以下同様であつて、例えば第一〇回落札者は、第一〇回の小掛銀と第一一〇回の掛戻銀により合計一貫一六八匁五分を納め、取得するのは、落札銀一貫目に小掛銀補助四一匁を加えた合計一貫四一匁となる。また第二〇回落札者は、それまで小掛銀合計八六六匁しか支払つておらず、これに対して取得するのは合計一貫一〇〇匁となるのである。

以上のような掛銀・取得銀の設定によるな

らば、第一六回までに落札銀を入手した者は、うした危険性が少ないという点では、早い回それをかなり上回る掛銀を納入しなければならなかったのに対し、第一七回以後に落札した者は、落札銀よりも少ない掛銀でよかつたのである。こうした関係を、講元の立場から、現在の金融機関の業務に対比して表現するならば、第一六回までは貸付業務、第一七回以降は預金業務に相当する機能を果たしていたと言えるであろう。なお、その落札者を決め

るのは鬮であつたから、講衆の射幸心は毎回かなり煽られたのではないかと思われる。ところで、この無尽には重大な問題点があつた。それは無尽が経営されていく途中で、解体あるいは中止の事態を迎えることがありえたという点である。例えば、凶作などを契機にして何人かの者が掛銀納入を渋り始めれば、それ以降の経営は著しく困難になつたことであろう。あるいはまた、中世に見られる徳政法や延公事法（後述）のごとき法令が発布される事態となれば、無尽の維持はほとんど不可能になつたであろう。このような無尽解体の危険性は、当然遅い回になればなるほど増大したと言わねばならない。だから、こ

三
次いで本節では、その他の無尽に関する史料を眺めて気づいたことを、若干指摘しておきたいと思う。

まず初めに、無尽を組織する際に作成される講衆の誓約書を見てみたい。

定申頼母子の事

はかりわ七左衛門殿はかり也。但シ親取源次殿

但百匁頼母子、時はやる丁銀座敷懸也。若此内一人モかけ申候ハ、残九人と相そたて可申者也。御取被成候衆わ、拾匁ツ、御懸可有候。請人わ組之衆也。若のへ・とくせい・国のさわき有之共、此頼母子無相違、相そたて可申候。此上ヲ背りくつ申者候ハ、如何様にも御きうめい可被成候。其時一言之子細申間布候。仍而為後日之状如件。

元和元年十月十五日 (文同) 五月同日

宗兵衛殿 弥介殿(花押)

権右衛門殿 幸阿ミ大夫殿(略押)

次郎五郎大夫殿(花押) 孫四郎殿(略押)

源次殿(花押) 宗右衛門殿(印)

又藏殿 七左衛門殿(花押)⁴

右の史料は、元和元年(一一六一)に宗兵衛以下一〇名の者が「百匆頼母子」を組織するために誓約した証文である。この名称は、落札銀が一〇〇匆であったことに因むものである。文言によれば、親は源次、秤量担当は七左衛門が務め、落札銀を取得できた講衆は、以後一〇匆ずつを掛戻銀として支払っていくと記されている。残念ながら小掛銀については不明である。この史料で特に注目すべき点は、「若のへ・とくせい・国のさわき有之共、此頼母子無相違、相そたて可申候」と規定されている点である。「のへ」とは延公事法と称される法令で、納入が義務付けられた負担(「公事」)の期限を繰り延べしてもよいと認めたものである。⁵⁾もしこうした内容の法令が発せられれば、年に二回の掛銀納入を渋る者が、必ずや出現したに違いない。また「と

小泉 近世若狭の無尽経営

くせい」とは徳政法のことで、これにより債務者の負債は減免されることとなったので、

掛戻銀を支払わなくなる講衆が出現する可能性は十分に考えられた。さらに「国のさわき」とは、戦乱や国替えといった事態を指すもの

と思われ、こうした契機で無尽が解体の事態に至ることも予想されたのである。そのため

に「此上ヲ背りくつ申者候ハ、如何様にも御きうめい可被成候」と述べて、こうした法令発布や緊急事態が生じても、ここで組織された百匆頼母子は決して解体させることなく、最後まで運営していこうと誓約しているの

である。 次いで、落札の手続きについて、これまでに述べたのとは異なった方法が取られること

もあつたようなので、次の史料を眺めておこ

う。

一、銀高四百六拾八匆也

壱人前 三拾六匆宛

親小松屋 安兵衛(印)

請人 白井久右衛門

右は明和二年(一七六五)に北田烏で、小松屋安兵衛を親として経営された頼母子(無尽)の元帳の記事であるが、これによると、

一 三人の講衆で構成されるこの無尽では、一人前三六匆ずつを納入させて合計四六八匆が親講元を集められ、これを誰が取得するかは、講衆の入札により決定されたと見えてい

る。そして右の場合は、これを親の小松屋安兵衛が落札したのであり、彼は以後、一回につき四二匆七分五厘ずつの掛戻銀を返済して

いくと述べているのである。残念ながら掛銀の総額がいくらになるのかは不詳である。こ

のように入札で落札者を決定する方法が取られる場合には、落札銀を速やかに入手したい

急度計可仕候。

一、親わきも御被成候方、御壱人宛加判証文ニ相定申候。勿論切札ニ而壱厘ニ而も高札へ落可申候。万一金銀吹かへ御座候ハ、文銀之割合をもつて、相懸ケ可申候。⁶⁾

右は明和二年(一七六五)に北田烏で、小松屋安兵衛を親として経営された頼母子(無尽)の元帳の記事であるが、これによると、

一 三人の講衆で構成されるこの無尽では、一人前三六匆ずつを納入させて合計四六八匆が親講元を集められ、これを誰が取得するかは、講衆の入札により決定されたと見えてい

る。そして右の場合は、これを親の小松屋安兵衛が落札したのであり、彼は以後、一回につき四二匆七分五厘ずつの掛戻銀を返済して

いくと述べているのである。残念ながら掛銀の総額がいくらになるのかは不詳である。こ

のように入札で落札者を決定する方法が取られる場合には、落札銀を速やかに入手したい

者は、高い額を記入すれば落札でき、逆に当
面必要としない者は、落札を先に伸ばせばよ
い。運営を続けていくうちにやがて、四六八
匆に上乘せされた分が運営利益として講元に
集積されてくるから、これは落札時期の遅い
者に還元されることとなり、結果として、時
期の遅れる者は、より少ない掛銀で落札銀四
六八匆が取得できることになったのであろう。

剛に当たって落札銀を取得できることに
なった講衆は、その請取として借用証文を作
成した。右に検討した小松屋安兵衛の元帳の
前半の記事も、その証文を写し取ったもので
ある。「妙楽寺文書」には、このような無尽運
営の過程で作成された、一連の借用証文が残
されているので、第6表にまとめて見てみる
ことにしよう。

この表を眺めて直ちに分かることは、落札
銀が六三〇匆であったこと、掛戻銀が三三〇
ずつであったこと、落札銀を二人で（半口分
ずつ）取得する場合もあったこと、取得に当
たっては質物を提供するのが一般的であった
こと、などである。残念ながら、小掛銀の設
定方法や運営の期間、講衆の人数などについ

第6表 「妙楽寺文書」に見える無尽銀借用証文

	年月	借り主	借用銀	掛け戻し	質物	文書番号
1	安政6 (1859) 未・12	徳左衛門	630匆	申6月より33匆ずつ	記載なし	108
2	安政6 (1859) 未・12	孫兵衛	630匆	申6月より33匆ずつ	田1ヶ所	109
3	安政7 (1860) 申・12	彦左衛門	630匆	西6月より33匆ずつ	田1ヶ所	111
4	万延元 (1860) 申・12	勘左衛門	630匆	西6月より33匆ずつ	記載なし	110
5	文久元 (1861) 酉・6	長左衛門	630匆	酉12月より33匆ずつ	田畑2ヶ所	112
6	文久元 (1861) 酉・6	重右衛門	630匆	酉12月より33匆ずつ	田畑2ヶ所	113
7	文久2 (1862) 戌・6	弥左衛門	630匆	戌12月より33匆ずつ	記載なし	114
8	文久2 (1862) 戌・12	喜三右衛門	630匆	亥6月より33匆ずつ	記載なし	115
9	文久2 (1862) 戌・12	権兵衛	315匆	亥6月より16.5匆ずつ	記載なし	116
		清右衛門	315匆	亥6月より16.5匆ずつ	記載なし	
10	文久3 (1863) 亥・12	与助	315匆	子7月より16.5匆ずつ	記載なし	117

ては不明である。

ところで、落札者が入手した落札銀につい
ては、さらに第三者に転貸されることもあつ
た。

借用申銀子之事

一、合五百匆ハ。

右之銀子、私共無尽銀、貴家様落札之處、
借用申所実正也。尤返済之儀ハ、右無尽満
会之節、御返済可仕候。右質物ニハ、無尽
質入之品式ケ所書入申候間、右銀子不埒之
節ハ、右質物捌、少も御難題相掛ケ申間敷
候。為後日親類村役人加判、仍而如件。

借主小川浦

文久二戌六月日 三郎左衛門（印）

請人親類

村 神子 甚四郎（印）

村

庄屋 彦兵衛（印）

釣姫村

山下善右衛門殿

この文久二年（一八六二）の借用証文によ
ると、三郎左衛門が借用した五〇〇匆は、も
とは山下善右衛門が落札した無尽銀であつた

と見えている。指し当たつてこの銀子を必要としなかつた山下善右衛門は、三郎左衛門の申し入れによりこれを貸すこととしたのであるが、このように無尽銀を新たな第三者に貸すという関係は、無尽の経営においてはかなり一般的に見られたのではないかと思われる。

最後に、落札銀を取得した際に、質物（担保）として提供される土地についての史料を眺めてみよう。

買申田地之覚 前野次郎太夫（印）

（中略）

一、田巻ヶ所

五郎右衛門分

分米式石三斗式升之所

代式百式拾五匁

又百三拾目

合三百五拾五匁ニ永代買申候。

右ハ本物かへしニ仕候。此外ニたのもし、くわ、り申候。かけ銀不足候へハ、永代ながれ申はつ二て候。

寛文拾一年亥ノ二月十八日

右に引用したのは、前野次郎太夫が記した

小泉 近世若狭の無尽経営

買得田地に関する覚えの一節であるが、これによると、寛文一年（一六七一）に前野次郎太夫は五郎右衛門から、高森下に所在する田地一ヶ所を代銀二二五匁で本物返し（代銀を返却すれば直ちに田地が返還される特約付きの売買契約で、田地の占有権は買得者に移動する）の契約で購入している。そして五郎右衛門は、さらにこの田地を頼母子の質物としても提供したようである。五郎右衛門の掛銀が不足する事態に至れば、この田地は流れると記されている。この場合、この田地の質物としての担保能力は、永代売却代銀三五五匁（注記に見えるごとくに、この田地は後に前野次郎太夫に永代売却されることになる）から本物返し売却代銀二二五匁分を除外した、残りの代銀一三〇匁分だけであつたわけであるから、これは無尽の落札銀の額が一三〇匁以下であつたことを意味していよう。しかるにその後、五郎右衛門は無尽掛銀に不足を来したようである。質物としてのこの田地が講元に流れる事態となつたか、もしくは掛銀調達のために五郎右衛門から永代売却したい旨の申し入

れがあつたのであろう。そのため前野次郎太夫は、差額の一三〇匁を五郎右衛門に支払つて、この田地を永代買得したのである。この史料で注目されるのは、土地の旧所有者の五郎右衛門の手元において、金銭の出入りが相当に大きかつたと思われる点であつて、このことから当時の土地所有権は、我々が想像する以上に激しく移動していたのではあるまいか。

おわりに

これまでの検討で明らかになつた点を、最後に簡単にまとめよう。

無尽を運営するに当たつては、通常は講衆（組衆とも称す）全員による誓約書が作成され、いかなる事態が生じようとも無尽の維持を最優先にすると誓われるものであつた。無尽を解体に追込むものとしては、領主により発布される徳政法や延公事法などの作用がまず考えられ、こうした法令を根拠に講衆の一部が掛銀を出し渋る事態となれば、無尽は容易に解体してしまふものであつた。また戦乱や国替えといった非常事態も無尽解体の契機となりうるものであつた。

次に無尽の具体的な運営方法であるが、講衆は一年に二回ずつ親（講元とも会元とも称す）に掛銀を納め、またその都度、鬮もしくは入札によって、落札銀の取得者を決めた。掛銀の種類は、落札銀を取得するまで納める小掛銀（第一回に納める小掛銀が最も多額で、回を追うごとに少額になっていくのが通例）と、落札銀を取得して以後に納める掛戻銀（額は一定であるのが通例）とがあった。親は納入させた掛銀のうちから、まず落札銀を落札者に手渡し、場合によっては小掛銀の補助などを出し、そして回毎に酒肴を用意して講衆に提供した。なお落札銀を取得した落札者からは、それ以後の掛戻銀を確実に納入させるために、質物（担保）として土地を提供させるのが通例であった。

無尽に参加する講衆の立場から、掛銀と取得銀の関係について考えると、四拾人講の場合には、どの講衆の掛銀も、すべて落札銀より多額に設定されていたので、現在の金融機関の貸付業務に相当する機能だけを持った無尽と言えよう。しかるに明和無尽の場合には、早い回の落札者にとっては掛銀が落札銀より

も多額になっていたもので、貸付業務に相当する機能を持ち、遅い回（第一七回以降）の落札者にとっては、掛銀よりも落札銀の方が多額に設定されていたので、預金業務の機能と行うことができる。なお、無尽は遅い回になるほど解体の危険性が高くなるので、早い回に落札銀を取得して、やや多額の掛銀を支払った方が、確実性の点では勝っていたと言うべきであろう。

最後に、無尽を組織する目的についてであるが、ひとつには多額の銀子（それが何に用いられるものかはともかくとして）を調達するための方法として、この運営はまことに都合なものであった。しかしもう一つの目的として、講元の収支に生ずる差額（運営利益）を得るための経営という点も重要と思われる。明和無尽がこれに該当しており、得られた運営利益は小浜藩藩庁に上納されていて、小浜商人の特権と便宜の擁護に役立っていたのではないかと考えられるのである。

注

1 「四拾人講仕法御連名帳」（「館太正家文

書」）。なお「館太正家文書」については、福井県総務部県史編纂課が収集された同家文書の写真版を利用して頂いた。

2 「調立無尽帖」（「志水文書」第二号）、「小浜市史」諸家文書編（一）。

3 同右史料。

4 京都大学国史研究室所蔵「秦文書」（「小浜市史」諸家文書編三、中世文書、第二二四号）。

5 拙稿「戦国期若狭の延公事法」（「若越郷土研究」第三十四卷五号）。

6 「川越政雄文書」（「小浜市史」諸家文書編三、近世文書一・二金融・貸借、第二四号）。

7 「妙楽寺文書」（「小浜市史」社寺文書編）。

8 「山下善嗣文書」（「小浜市史」諸家文書編三、近世文書一・二金融・貸借、第八二号）。

9 「前野成治文書」第三二号（「小浜市史」諸家文書編四）。